

小平の里及び浅原体験村
指定管理者募集要項

群馬県
みどり市

【目次】

1. 実施の目的	1
2. 対象施設の概要	1
3. 指定管理期間	2
4. 指定管理者に代行させる業務等の範囲	2
5. 管理の基準	2
6. 利用料金	2
7. 管理運営経費	2
8. 業務の引継ぎ	3
9. 応募資格要件	3
10. 応募資格の喪失	4
11. 選定スケジュール	4
12. 担当課及び配付資料	5
13. 現地見学会	5
14. 質問の受付及び回答	6
15. 公募参加表明	6
16. 事業計画書の提出	8
17. 二次審査	8
18. 選定、審査結果の通知及び公表	9
19. 協定の締結及び指定管理者の決定	9
20. 失格事項	10
21. その他留意事項	10

1. 実施の目的

小平の里及び浅原体験村の管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上、観光農業振興及び経費の削減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、みどり市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年みどり市条例第 68 号）の規定に基づき、指定管理者について広く企画提案を募集し、柔軟かつ高度な発想力を有する提案者を当該業務の次期指定管理候補者として選定することを目的とします。

2. 対象施設の概要

下記 2 施設を対象施設とし、一帯管理するものとする。

①小平の里

所在地	みどり市大間々町小平甲 4 4 5 番地
土地・延床面積	敷地面積：77,297.09㎡ 市有地面積：20,971.94㎡（27.13%） 借地面積：56,325.15㎡（72.87%） 公有地化を推進中 建物面積：14,674.33㎡
既存建物等の概要	○鍾乳洞公園、キャンプ場、親水公園の 3 エリア ※詳細は、「小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書」のとおり。

②浅原体験村

所在地	みどり市大間々町浅原 5 9 0 番 1 4
土地・延床面積	敷地面積：17,488.60㎡ 借地面積：17,488.60㎡（100%） 建物面積：1,210.17㎡ 農園：4,400㎡（1 区画 40㎡×110 区画）
既存建物等の概要	○みどりの館（管理棟・食堂）、つどいの館（そば打ち体験施設）等 ※詳細は、「小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書」のとおり。

3. 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※指定管理期間については、みどり市議会の議決により正式決定します。

4. 指定管理者に代行させる業務等の範囲

小平の里条例（平成 23 年条例第 9 号）第 4 条第 1 項各号及び浅原体験村条例（平成 18 年条例第 149 号）第 5 条第 1 項各号に規定する業務。

※詳細は、「小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書」のとおり。

5. 管理の基準

「小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書」のとおり。

6. 利用料金

利用料金は、別紙 1 及び別紙 2 に定める金額とし、自らの収入とすることができます。

なお、両施設ともに現在の利用料金等から変更が可能となるよう条例改正を予定しています。

7. 管理運営経費

指定管理者は、市が支払う指定管理料の他、本施設の利用者から得る利用料金及び自らが企画・実施する各事業の収入をもって施設を運営します。

（1）指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費とし、上限額を 2, 3 5 0 万円として採用された提案額により、その額を各年度の歳出予算の範囲内で決定します。

なお、管理に要する経費が指定管理料を含む指定管理者の収入額を上回った場合においても、みどり市から差額の補填は行いません。

（2）納入金額

単年度毎の収支差額において利益が生じた場合の市への納入金額については、申請する事業者の提案事項とします。

最終的な納入金額や納入金の支払い方法については、協定書に基づき決定します。

8. 業務の引継ぎ

業務の引継ぎや、令和8年4月1日以降の予約受付に関しては、利用者サービスの低下にならないよう、次期指定管理者の責任において、現指定管理者から業務の引継ぎを確実に行うものとします。

9. 応募資格要件

本募集に応募できる者（提案者になろうとする者）は、安全かつ円滑に小平の里及び浅原体験村を管理運営できる法人・団体又は法人・団体のグループとします。

なお、この団体とは、役員名簿及び規約等を定めており、かつ、団体名義での預金口座を有している者を指します。

また、応募する者は、次に掲げる要件を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市区町村税を滞納していないこと。

- (6) 施設運営に必要な資格（食品衛生責任者、防火管理者）を有していること。または、指定管理開始までに取得見込であること。

10. 応募資格の喪失

優先交渉権者決定までの間に、資格要件を満たさなくなったときは、応募資格を取り消すものとします。

11. 選定スケジュール

次期指定管理者の候補者は、公募型プロポーザル方式により決定します。

公募及び選定スケジュールは以下のとおりとします。

実施内容	日程
公告〔公募開始〕	令和7年8月25日（月）
現地見学会の受付期間	令和7年8月25日（月）から 令和7年9月5日（金）まで
現地見学会	令和7年9月9日（火）
質問の受付期間	令和7年8月25日（月）から 令和7年9月11日（木）まで
質問の回答日	令和7年9月18日（木）
公募参加表明期間	令和7年8月25日（月）から 令和7年9月25日（木）まで
参加資格確認結果通知発送	令和7年9月26日（金）
一次審査（書類審査）	令和7年9月29日（月）
一次審査結果通知	令和7年10月1日（水）
事業計画書提出期間	令和7年10月1日（水）から 令和7年10月23日（木）まで
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年10月下旬から11月上旬 ※正式な日程については、参加資格確認結果通知にてご案内します。
優先交渉権者等の公表	令和7年11月中旬
指定管理者の決定	令和7年12月中旬

協定書の締結	令和7年12月下旬 ※市議会において議決された場合に限る。
小平の里及び浅原体験村引継ぎ期間	令和8年1月下旬以降
指定管理開始	令和8年4月1日から

12. 担当課及び配付資料

(1) 担当課

〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1912番地1

みどり市産業観光部観光課 二ノ宮・福嶋

0277-76-1270（観光課直通）

※開庁時間 8時30分～17時15分

電子メール kanko@city.midori.gunma.jp

(2) 配付資料

本市のホームページからダウンロード

- ・小平の里及び浅原体験村指定管理者募集要項
- ・申請様式
- ・小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書
- ・参考資料

13. 現地見学会

本業務への参加希望者に対し、現地見学会を次のとおり実施します。

なお、募集要項等は各自持参することとし、質問・意見等は受け付けません。

(1) 受付期限：令和7年9月5日（金）午後5時まで

(2) 受付方法：電子メールにより申込みしてください。

※メール件名は「現地見学会参加申込」としてください。

(3) 連絡先：「12. (1) 担当課」に同じ。

(4) 実施日：令和7年9月9日(火)【予定】

(5) 実施内容：敷地内の見学

(6) 留意事項：見学者数は各者（応募がグループの場合はグループ全体で）5名までとします。

1 4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和7年9月11日（木）午後5時まで

(2) 提出先：「12. (1) 担当課」に同じ。

(3) 提出方法：質問書(様式第1号)を電子メールにより提出してください。

※電子メールの件名は「小平の里及び浅原体験村指定管理者募集に係る
質問書」としてください。

(4) 回答日：令和7年9月18日（木）

(5) 回答方法：回答日までに市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行いません。

1 5. 公募参加表明

本募集への応募を希望される法人・団体又は法人・団体のグループは、必ず次のとおり
公募参加表明書等を提出すること。

なお、様式第2号及び様式第4号以外の提出書類については、グループで応募の場合、
全ての構成員分を提出すること。

(1) 提出書類

書類	備考
公募参加表明書(様式第2号)	グループで応募の場合は、応募法人・団体グループ構成員届出書兼委任状(様式第3号)を添付
指定管理者指定申請書(様式第4号)	
誓約書(様式第5号)	
実績等調書(様式第6号)	
会社または団体の概要書 (任意様式)	(会社案内等本社、支社、支店等の位置が記載されているもの)
役員等名簿(任意書式)	
納税証明書または未納がないことの証明書 の写し	国税、都道府県税及び市区町村税 ※提出日の3カ月以内のもの
定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書又は団体の規約等	
直近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(販売費及び一般管理費の明細)	法人設立が令和7年度の場合にあっては、設立時の財産目録

のあるもの)	
指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書	
インボイスの登録番号がわかる書類	

(2) 提出期限：令和7年9月25日（木）午後5時まで

(3) 提出先：「12. (1) 担当課」に同じ。

(4) 提出方法：持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

※郵送による提出の場合は、封筒に朱書きで「小平の里及び浅原体験村 指定管理者公募参加表明書」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとしてください。

(5) 提出部数：原本を1部

(6) 参加辞退：公募参加表明書を提出した法人等が応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意とする。）を提出してください。

(7) 参加資格確認結果通知

公募参加表明書類を提出したものについて参加資格審査を行い、資格要件の有無について当該事業者に対して書面で通知するものとする。

(8) 一次審査及び結果通知

公募参加表明事業者が7者を超える場合は、一次審査を実施する。

一次審査については、下記の評価基準に基づき評価し、順位付けを行い上位7者を選定する。ただし、同点により7者以上となった場合は、当該者全てを選定する。

また、結果について当該事業者に対して書面で通知するものとする。

評価項目	評価基準		配点
運営実績			(80)
	観光施設 (公共施設含む)	2件以上	20
		1件	10
		0件	0
	レストラン等飲食施設	2件以上	20

	(公共施設含む)	1 件	10
		0 件	0
	キャンプ場等アウトドア施設 (公共施設含む)	2 件以上	20
		1 件	10
		0 件	0
	その他公共施設	2 件以上	20
		1 件	10
		0 件	0

1 6. 事業計画書の提出

一次審査を通過したもの、または一次審査が開催されなかった場合において、参加資格有の結果通知を受け取ったものは次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

①事業計画書（様式第7号）

②指定期間内における各年度の本施設の管理に関する業務の収支予算書（任意様式）

(2) 提出期限：令和7年10月23日（木）午後5時まで

(3) 提出先：「12. (1) 担当課」に同じ。

(4) 提出方法：持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

※郵送による提出の場合は、封筒に朱書きで「小平の里及び浅原体験村 指定管理者事業計画書」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとしてください。

(5) 提出部数：提出書類は原本を1部、コピーを12部の計13部とします。

1 7. 二次審査

(1) 審査方法等

参加者が提出した事業計画書について、選定委員会でプレゼンテーションを実施します。

- ①審査日：令和7年10月下旬から11月上旬
- ②会場：会場等は、別途連絡する。
- ③審査：別紙「選定基準」に基づき審査を行います。
- ④提案時間：1 提案者につき、プレゼンテーション 20 分以内
※プレゼンテーション終了後、ヒアリング（20 分程度）を実施
- ⑤出席者：5 名以内（グループの場合、全体で 5 名以内）
- ⑥その他：プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合は提案者が準備し、プロジェクター及びスクリーン等は担当課が準備する。ただし、使用するパソコンとプロジェクターとの互換性については、提案者が事前に担当課に確認すること。
なお、事業計画書に基づきプレゼンテーションを行い、異なる新たな提案等は行わないこと。

18. 選定、審査結果の通知及び公表

- (1) 選定委員会において評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を次期指定管理者の候補者、第2位を次点候補者とします。なお、選定委員会については、本市職員のほか、外部有識者を含めた組織とします。
※審査の結果、総得点が同点だった場合は、評価基準の項目「施設運営の考え方」の得点が高い者を上位の契約候補者とし、更に同点だった場合は、項目「サービス向上及び集客向上の考え方」の得点が高い者を上位の候補者とする。
- (2) 審査の結果、適切な応募者がいないときは、候補者なしとする場合があります。
- (3) 選定委員については非公開とし、審査内容については、一切公表しません。
- (4) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、みどり市ホームページに掲載します。
 - ・審査結果の通知及び公表 令和7年11月中旬
 - ・公表事項（次期指定管理候補者）

19. 協定の締結及び指定管理者の決定

選定委員会で選定された法人等は、協定内容の事前協議を行い、事業実施に向けた仮協定を締結します。

仮協定締結後、みどり市議会の議決を経て指定管理者が決定します。議会議決後改めて本協定を締結し、この本協定締結をもって次期指定管理者とします。

なお、次期指定管理候補者との事前協議で合意に至らなかった場合、第2位候補者を繰り上げて交渉を行います。以下第3位まで順次同様の扱いとし、合意に至った候補者と仮協定を締結します。

20. 失格事項

本募集の提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) ヒアリング等に出席しなかった場合
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- (4) 応募資格要件を満たしていない、又は満たさなくなった場合
- (5) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

21. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) ひとつの法人・団体が複数の提案をすることはできません。また、ひとつの法人・団体が、複数のグループに加わることはできないこととします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担としてください。
- (6) 提出書類の著作権は申請する法人等に帰属します。ただし、みどり市は、候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとします。
- (7) 提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (8) 本事業において知り得たみどり市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案終了後は、コピーを含めて責任をもって廃棄してください。
- (9) 公募の関係者に対しては、接触を禁止します。

小平の里 利用料金一覧表

○鍾乳洞の入場に係る利用料金

区分		利用料金	備考
一般	個人	400 円	
	団体（20人以上）	350 円	
	団体（100人以上）	320 円	
小中学生	個人	150 円	
	団体（20人以上）	100 円	
	団体（100人以上）	80 円	

○遊湯館の入場に係る利用料金

区分		利用料金	備考
1回券	大人	400 円	
	小人	250 円	
回数券 (11回分利用券)	大人	4000 円	
	小人	2500 円	

○小平の里キャンプ場の入場に係る利用料金

区分		利用料金	備考
大人 (中学生以上)	1泊	300 円	
	日帰り	150 円	
小人 (3歳以上)	1泊	200 円	
	日帰り	70 円	

○キャンプ場 施設利用料金

施設名等	区分	利用料金	備考
バンガロー(30人用)	1棟 1泊	25,000 円	
	半棟 1泊	12,500 円	
バンガロー(5人用)	1棟 1泊	4,200 円	
テント(1区画の利用料金含)	1張 1泊	2,400 円	
テントサイト(1張/1区画)	1区画 1泊	650 円	
コテージ	1棟 1泊(4~10月)	25,000 円	
	1棟 1泊(11~3月)	19,000 円	
バーベキューハウス(大)	1棟 1回(2時間以内)	8,400 円	
バーベキューハウス(小)	1棟 1回(2時間以内)	2,400 円	
炊事棟	1棟1回	2,400 円	宿泊者及びバーベキューハウス利用者以外が使用する 場合
野外ステージ(興業目的)	1棟 1回	30,000 円	
野外ステージ(興業以外)	1棟 1回	650 円	
レクリエーションハウス	3時間以内	無料	

○キャンプ場キャンセル料

区 分	設定額	備考
キャンセル料	7日前から4日前	20%
	3日前から2日前	50%
	1日前 から 当日	100%

浅原体験村施設利用料金一覧表

区分	利用料金	備考
貸し農園1区画	8,000 円	1年間(4月から翌年3月まで)の利用料金は、8,000円とする。ただし、5月以降の利用については、利用月数に月額700円を乗ずるものとする。
コテージAタイプ (4人用) 1泊	12,000 円	定員を超える場合は、大人1人(中学生以上)2,000円加算、小人1人(小学生以下)1,000円加算、3歳未満の乳幼児は無料
コテージBタイプ (8人用) 1泊	24,000 円	
コテージCタイプ (10人用) 1泊	30,000 円	
バーベキューハウス	1,575 円	鉄板1枚 利用時間2時間、炭1袋付

小平の里及び浅原体験村指定管理者の応募に係る選定基準

以下に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定する。

選定基準 (得点配分)	主な評価の視点
業務遂行能力 【20点】	会社概要、業務実績、経験等
施設運営の考え方 【80点】	施設の運営方針・コンセプト、運営に関する職員体制
	収支予算に対する根拠及び実現性に対する考え方
	指定管理料及び運営コストの削減に対する考え方
	利益が出た場合の市への納入金に対する考え方
サービス向上及び集客向上 の考え方 【60点】	利用者のサービス向上につながる方策
	利用者のニーズ把握、反映させる手法、苦情対応の方法
	施設の集客向上の方策
施設・設備の維持及び保全 の考え方 【30点】	施設・設備の維持管理についての方策
	管理コスト削減に対する考え方と方策
	災害発生時や事故発生時の対応、防犯対策、安全衛生管理に対する取り組み
地域活性化の考え方 【60点】	地元雇用及び現在の従業員雇用の考え方
	市民サービスについての考え方
	地域の団体・事業者との連携及びみどり市観光農業施策との連携についての考え方
自主事業の考え方 【50点】	地域及びみどり市の魅力を最大限に引き出す独自の取り組みや集客力拡大につながる自主事業（収益面・集客面・実現可能性・独自性）